

お 知 ら せ

管工事入札参加登録業者の皆様へ

**青森市企業局水道部発注の配水管等布設工事に従事する
配管技士に関する資格要件について（お知らせ）**

皆様方には、日頃、本市の水道事業推進にご理解とご協力をいただき、誠にありがとうございます。

さて、当部では耐震管の適切な施工の観点等から、配管作業に従事する配管技士の資格要件について、これまでもホームページで掲載しているとおり、**平成30年1月1日以降公告（指名競争入札においては指名通知）する工事から、下記のとおり配管技士の資格要件が変更となりました。**

つきましては、今後、入札等の手続きにあたり、資格証等の書類の提出が必要となりますので何卒、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

記

◎平成30年1月1日以降の資格要件

- (1) 配管作業（継手接合を含む。）に従事する技術者（以下「配管技士」という。）は、受注者が恒常的に雇用する者（3ヵ月以上雇用する者）を1名以上配置するものとする。
- (2) **配管技士は、日本水道協会の配水管技能登録者であること。**

対 象 工 事	必 要 資 格
一般配管工事 (DIP (K・A形)、PP等の一般継手)	公益社団法人 日本水道協会 配水管技能登録者（一般継手）
耐震管工事（φ450mm以下） (DIP (GX・NS形)等の耐震継手)	公益社団法人 日本水道協会 配水管技能登録者（耐震継手）
大口径管工事（φ500mm以上の耐震継手等） (DIP (NS・S・KF形)等)	公益社団法人 日本水道協会 配水管技能登録者（大口径）

※ 資格の確認には、登録証写しが必要になります。

※ 配水管技能登録者に関わる講習会等の詳細については、公益社団法人 日本水道協会のホームページで確認するか、同協会に問い合わせ願います。

公益社団法人 日本水道協会

〒102-0074 東京都千代田区九段南 4 丁目 8 番 9 号

TEL : 03-3264-2496 FAX : 03-3264-2237

ホームページ (<http://www.jwwa.or.jp/haikan/>)

問い合わせ：青森市企業局水道部整備課

TEL 777-4258 FAX 732-7210

青森市企業局水道部発注の

配水管等布設工事に従事する配管技士の資格要件について Q & A

Q 1 : 水道部が発注する配水管等布設工事に配置する配管技士は、どのような資格が必要でしょうか？

A 1 :

- ・ 一般配管（D I P（K・A形）、P P等の一般継手）工事を受注するには、(社)日本水道協会の配水管技能者登録証（一般継手）を所有する配管技士が必要です。
- ・ 耐震管（φ450mm以下のD I P-G X、N S形等の耐震継手）工事を受注するには、(社)日本水道協会の配水管技能者登録証（耐震継手）を所有する配管技士が必要です。
- ・ 大口径管（φ500mm以上のD I P-N S、S、K F形等の耐震継手）工事を受注するには、(社)日本水道協会の配水管技能者登録証（大口径）を所有する配管技士が必要です。

Q 2 : 配管技士の資格取得はどのようにして行うのですか？

A 2 : (社)日本水道協会の配水管工技能講習会を受講し、登録することになります。
詳しくは、(社)日本水道協会のホームページ (<http://www.jwwa.or.jp/haikan/>) を参照してください。

Q 3 : 配水管等布設工事における配管技士の上記**A 1**に示す資格の義務付けは、いつから実施予定ですか？

A 3 : 平成28年3月からお知らせしていますが、平成30年1月1日以降公告（指名競争入札においては指名通知）する工事より実施しています。

Q 4 : 配水管等布設工事を受注するには、配置する配管技士を元請負者が直接雇用する必要がありますか？

A 4 : 受注を希望する配水管等布設工事の種類（一般配管工事、耐震管工事、大口径管工事）に必要な配管技士を、技術者の確保と育成の観点から、少なくとも1名は元請負者が恒常的（入札執行日以前に3か月以上の雇用）に直接雇用する者を配管作業主任者として配置していただきます。

Q 5 : 配管技士と現場代理人及び主任技術者との兼務は認められますか？

A 5 : 工事現場の運営・管理、下請負人の指導監督等、現場代理人等の業務に支障をきたすため、兼務は認められません。配管技士は据え付け接合等の配管作業に専念し、適切な施工に努めていただきます。但し、現場代理人と主任技術者を、それぞれ別の者を配置した場合は、配管技士と主任技術者の兼務を認めます。

Q 6 : 配管技士は、他の工事現場と重複して配置することが可能でしょうか？

A 6 : 主に管の芯だし、据え付け接合等の作業を、一人で同時に複数の現場を掛け持つことは不可能であるため、他の工事現場との重複配置はできません。
ただし、契約工期が重複しても、配管作業が重複しないことが明らかな場合は、配置することは可能です。

Q 7 : 配管技士に関する書類はいつ提出すればよいのでしょうか？

A 7 : 落札後、速やかに配水管技能者登録証の写しと、健康保険証の写し等の雇用を証明できる書類、技術者配置状況表を提出して下さい。

問い合わせ先 : 青森市企業局水道部整備課 (TEL 017-777-4258)